

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人愛知県トラック協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本協会は、愛知県内における貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業の適正な運営並びに公正な競争を確保することによって、事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業等に関する調査、研究及び知識の普及
- (2) 貨物自動車運送事業等に関する統計の作成、資料・情報の収集及びこれらの刊行
- (3) 行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他関係法令の施行の措置に対する協力
- (4) 貨物自動車運送事業等の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策、宣伝及び啓蒙
- (5) 貨物自動車運送事業等の近代化、合理化のための事業
- (6) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐
- (7) 貨物自動車運送事業に係る安全運行の確保等に関する事業
- (8) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
- (9) 貨物自動車運送事業に係る共同施設の整備・運営に関する事業
- (10) 貨物自動車運送事業に係る輸送サービスの改善等に関する事業

- (11) 貨物自動車運送事業等に係る従業員等の教育・研修に関する事業
- (12) 貨物自動車運送事業に係る公害防止等環境の保全に関する事業
- (13) 本会の会員の福利厚生に関する事業
- (14) 災害対策の支援等に関する事業
- (15) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 愛知県内で常時営業を営む貨物自動車運送事業者
- (2) 貨物自動車運送事業を営む急便事業の団体で、愛知県内に事務所を有するもの。
- (3) 貨物利用運送事業の許可又は登録を受けた者で、愛知県内に営業所を有するもの。
- (4) 貨物利用運送事業を営む事業者団体で、愛知県内に事務所を有するもの。
- (5) 貨物自動車運送事業に関し学識経験を有する者で、総会において推挙したもの。

2. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、入会申込書を所属しようとする支部經由により会長に申し込まなければならない。

2. 入会は、常任理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3. 法人たる会員にあっては、法人の代表者として本協会に対しその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

4. 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。ただし、第5条第1項第5号の会員はこれを除く。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を所属する支部経由により、会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の名誉を汚し、又は信用を失墜させるような行為があったとき。
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1ヵ月以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 退会したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 当該会員が死亡し事業を相続しなかったとき、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。

2. 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3. 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年6月に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては前条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない会員は、書面で議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第17条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及びその会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 54名以上61名以内
- (2) 監事 1名以上 4名以内

2. 理事のうち22名以上27名以内を常任理事とする。常任理事は1名の会長、7名以内の副会長、2名以内の専務理事、4名以内の常務理事を含むものとする。
3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって会員（法人にあっては指定代表者を含む）の中から選任する。ただし、理事のうち5名以内及び監事のうち1名を会員以外の者から選任することができる。

2. 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。
3. 会長に事故あるときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、副会長、専務理事又は常務理事がその職務を代行するものとする。
4. 副会長は、会長が示す特命事項について会長を補佐する。

5. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の会務を代表して執行する。
6. 常務理事は、その担当業務につき専務理事を補佐して本協会の会務を執行する。
7. 常任理事は、常任理事会を構成し、この定款で定めるところにより、職務を執行する。
8. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、自己の職務の執行の状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で二回以上理事会で報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができ、別に定める退職金の支給の基準に従って算定した額を、退職金として支給することができる。なお、常勤以外の理事・監事の退任時には、別に定める退任役員功労金の支給の基準に従って算定した額を、退任役員功労金として支給することができる。

2. 前項の規定に定めるもののほか、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第28条 本協会に、名誉会長を1名以上2名以内、顧問を1名以上4名以内、相談役を1名以上4名以内を置くことができる。

2. 名誉会長は、多年にわたり本協会の会長として業界発展に寄与し、功績顕著な者に対し、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
3. 相談役は会長又は副会長経験者のうちから、顧問は学識経験者のうちから、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
4. 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は、会議に出席して意見を述べることができる。
5. 名誉会長、顧問及び相談役には、第25条第1項及び前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあり、及び「理事及び監事」とあるのは「名誉会長、顧問及び相談役」と読み替えるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定並びに解職

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会で定める順序に従いその理事が招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、前条第2項の理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した会長及び監事とする。

第7章 常任理事会及び正副会長会

(常任理事会)

第35条 本協会に、常任理事会を置く。

2. 常任理事会は、すべての常任理事をもって構成する。
3. 常任理事会の権限、運営方法については、理事会の決議により定めるところによる。

(正副会長会)

第36条 本協会に、正副会長会を置く。

2. 正副会長会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。会長が必要と認めるとき招集する。
3. 正副会長会の権限、運営方法については、理事会の決議により定めるところによる。

第8章 支部

(支部)

第37条 本協会に支部を置く。

2. 支部に関する必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

第9章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第38条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て、部会及び委員会を置くことができる。

2. 部会及び委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 本協会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、6月の定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第44条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 事務局

(設置等)

第46条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には所要の職員を置く。
3. 事務局長等の重要な職員は、理事会の決議を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第14章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

- 附則
- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
 - 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行っ

たときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

- 3 この法人の最初の代表理事である会長は小幡銀伸、業務執行理事である副会長は吉野雅山、岡村正治、服部隆和、小林茂行、近藤巖、若杉福雄、専務理事は小池 良、常務理事は永田輝夫、油谷眞俊、河野勝信とする。
- 4 令和2年6月18日、通常総会を年2回の開催から1回に変更したことに伴い、第13条、第40条を変更。
- 5 令和4年6月20日、主たる事務所の移転に伴い、第2条を変更。
- 6 令和5年6月19日、会費未納による会員資格の喪失（みなし退会）までの期間変更に伴い、第10条を変更。
- 7 令和6年6月17日、主たる事務所の移転に伴い、第2条を変更。また、役員の設置人数（専務理事）の変更に伴い、第21条の2を変更。